

吾妻五葉松PR事業業務委託仕様書

1 業務名

吾妻五葉松PR事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）

3 業務の目的

本業務は、本市固有の観光コンテンツ「吾妻五葉松」をキーとした事業を展開し、福島が“三大五葉松”の産地の1つであることをPRすることで、本市の認知度向上とインバウンドを含めた誘客促進を図ることを目的とする。

4 ターゲット

福島県内及び近隣県（山形県、宮城県）在住者、近隣県へ来訪したインバウンド客、ふくしま三名湯宿泊者、あづま山麓エリア来訪者

5 委託業務の内容

インバウンド需要を想定した福島固有のキーコンテンツ「吾妻五葉松」を主軸とした事業とする。

(1) 観光スポット「BONSAI ジャック」

市内施設に「BONSAI（盆栽）」を展示し、福島市が“三大五葉松”の産地のひとつであることをPRする周遊事業とすること。

①展示先は、市内施設、宿泊施設等10スポット以上とすること。

②周遊性を持たせる工夫をすること。

③「吾妻五葉松とは」や「“盆栽”が展示されるまでの経過」、「“盆栽”の楽しみ方」などを周知できるツールを作成し展示すること。

④インバウンド需要を見据えた内容とすること。

⑤令和3年度に制作したプロモーション動画「BONSAI AZUMA GOYOMATSU」を活用すること。

(2) 体験型コンテンツ及び旅行商品の展開

“ここでしか出来ない”体験コンテンツを展開すること。

①「吾妻五葉松」に携わっている“人”と関われる内容とすること。

②「吾妻五葉松」の自生地や展示スポットと連携した内容とすること。

③インバウンド需要を見据えること。

(3) 情報発信

①前項で造成した商品と連動したプロモーションを実施し、「吾妻五葉松」の魅力を広く発信すること。そのツールについては独自のアイディアで提案すること。

②あづま山麓ツーリズム推進事業と連動した情報発信とすること。

(4) 独自提案

本事業を実施するにあたり、効果的な独自の提案があれば提案を行うこと。

(5) その他

本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受注者が行うこと。
ただし、事前に発注者と十分協議を行い、情報共有を図ること。

6 成果品の提出

(1) 実績報告について

① 事業報告書（製本）5部及び電子データ2部を、以下の提出先にそれぞれ提出すること（様式は任意）。なお、事業実施の写真等、実施状況が確認できるものを提出すること。

② その他、必要に応じて参考資料を提出すること。

③ 本事業の成果品に係る権利は、事業受注者が従前権利を有していたものを除き、原則発注者に帰属する。また、成果品は、発注者が主催・共催・後援等を行う行事やイベント、プロモーション、旅行会社等への販促、市等のホームページへの公開等に加工及び二次利用できるものとする。制作にあたり、肖像権や意匠権、著作権その他権利等について、上記での資料が可能となるよう、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。

(2) 納品場所は福島市の指定する場所とする。

(3) 納品期限は令和6年3月31日（日）までとする。

7 著作権について

(1) 本業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に属する。

(2) 受注者は本成果物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(3) 制作にあたり第三者の著作物を使用する場合は、受注者の負担で著作権処理を行うこと。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

8 その他の留意事項

(1) 実施体制・業務主任等

① 受注者は、本業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること（必要に応じて随時打合せを行う）。

② 受注者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、発注者との協議や打ち合わせ等に出席させること。

(2) 契約の変更等

- ①この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上決定する。
- ② 委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。
- ③ 感染症の流行状況等により、業務の実施が困難または事業効果が見込めなくなった場合には、発注者と受注者が協議の上、仕様の変更及び委託料の減額等を行うものとする。

(3) その他

- ①受注者は、本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、発注者に適宜連絡すること。また、本業務を円滑に遂行するため、発注者は受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ② 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様である。
- ③ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、発注者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

9 担当課

福島市商工観光部観光交流推進室

電話：024-515-6012

FAX：024-535-1401

E-mail：kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp